

ぎょうむそくほう

【ダイジェスト】



No.589

2022年9月16日

東海旅客鉄道労働組合

<https://union.jrtu.jp>



「ハートフルカンパニービジョン ⇒2027」の取り組み推進！

Japan-Railway-Tohoku-Workers-UNION/Japan-Railway-Tohoku-Workers-UNION/Japan-Railway-Tohoku-Workers-UNION

団体交渉を開催

36 協定について、解明要求に基づき議論

～特別条項の引下げに向けた前進を確認し、妥結を判断！～

Japan-Railway-Tohoku-Workers-UNION/Japan-Railway-Tohoku-Workers-UNION/Japan-Railway-Tohoku-Workers-UNION

9月12日、JR東海ユニオンは、申2号「労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する協定」の提案に関する申し入れについて団体交渉を行った。

議論においては、超勤や特別条項適用、年休取得の実績を確認するとともに、会社の課題認識とこの1年間の取組みについて詳細にわたり議論を展開した結果、実態把握や業務改善、必要に応じた要員措置等が講じられ、実績として甲乙協議者数が大きく削減したことにより、特別条項の引下げへ向けた歩みを着実に進めてきたことを確認した。

これまで同様、「年間特別条項」の設定は、あくまで時限的措置である」との認識のもと、我々が求める【取り組むべき実施事項】に対する会社の考えを確認し、労使それぞれが「年間特別条項」解消に向け取組みを推進することとした。その後、臨時中央執行委員会を開催し、9月16日10時に妥結を決定した。

引き続き、労使双方で適切な労働時間管理に向けて取組みを進めていく。

【取り組むべき実施事項】

◆諸対策のさらなる推進による「年間特別条項の段階的引き下げ」実現

- ✓ 重点的に取り組む箇所を定め、業務見直しの取組みを強化
- ✓ 業務実態把握に基づく短期的視点での業務効率化の推進
- ✓ ICT技術を活用した、中長期的かつ部門横断的な業務効率化の推進

※以上の取組みにより、年間特別条項の20時間以上の引下げ実現

◆徹底した不払い残業の撲滅

- ✓ 「つけるべきものはつけさせる」「つけるものはつける」指示の再徹底および系統や職種別に残存する不払い残業撲滅に向けた徹底的な取組みの深度化

次期36協定 妥結内容

	上限時間 (特別条項含む)
1箇月	80時間 (休日労働含む)
1年間	540時間 (360時間+特別条項180時間)

※議論内容の詳細については、後日発行の「ぎょうむそくほう」をご確認ください。